

一般社団法人権利擁護支援センター・えん会員規約

(目的)

第1条 本会員規約は、一般社団法人 権利擁護支援センター・えん（以下「当法人」という。）の会員制度について定めるものとする。

(会員)

第2条 当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、指定する手続に基づき入会を申し込み、理事会にて入会を承認された、自らの専門性を活かし当法人の運営に積極的に協力する社会福祉士等の専門資格を持つ個人とする。

(入会)

第3条 当法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を当法人に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会申込みの不承認)

第4条 当法人の会員になろうとする者に、次の各号のいずれかの行為が認められた場合、入会申込みの承認を得ることができないことがある。

- (1) 入会申込書に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合。
- (2) 過去に当法人から会員資格を取り消されたことがある場合。
- (3) その他、当法人が会員と認めることを不相当と判断した場合。

(変更の届出)

第5条 会員は、氏名、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の登録事項変更届を当法人に提出するものとする。

2 会員が、本条第1項の変更申込みを行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

(退会)

第6条 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、任意の書式にて退会届出書を理事会に対して提出しなければならない。

(会員資格の喪失)

第7条 当法人は、定款に定めるほか、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員資格を喪失させることができる。

- (1) 他者又は当法人の名誉、プライバシー、信用等を侵害する行為、又は会員としての品格を損なう行為があったと当法人が認めたとき。
- (2) 当法人の活動を通じて、他会員の連絡先、プロフィール等の個人情報を収集する行為があったとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

(4) 本規約、その他当法人が定める規則に違反したとき。

(5) その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

2 会員が総会決議により除名されたときは、当該会員は、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知したときに会員たる資格を喪失する。

(会員の権利)

第8条 正会員は、次の権利を有する。

(1) 当法人の社員総会における各1個の議決権。

(2) 当法人の役員を選挙し、また役員に選挙されることができる権利。

(規約の追加又は変更)

第9条 本規約に定めのない事項については、理事会の決議により定めるものとする。

2 当法人は、理事会の決議により、本規約の全部又は一部を追加・変更することができる。以後、会員は当該追加又は変更された本規約に拘束されるものとする。

3 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 当法人は、自身が定める個人情報保護方針に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

(反社会的勢力への対応)

第11条 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) 自ら又は第三者を利用して、当法人又は当法人の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき。

2 当法人は、会員が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告をすることなく、会員に対して、会員資格の取消しをすることができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 業務に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説を流し、偽計を用い又は威力を用いて当法人の信用を毀損し、又は当法人の業務を妨害する行為。

(5) その他前各号に準ずる行為。

3 会員は、反社会的勢力のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

4 当法人は、本条の規定により、会員資格の取消しをした場合には、会員に損害が生じても当法人は何らこれを賠償又は補償することは要せず、また、これにより当法人に損害が生じたときは、会員はその損害を賠償するものとする。

(本規約の変更)

第 12 条 本規約の変更は、理事会決議による。

以上、当法人すべての会員に本規約を配布する。

附則

本規則は、令和 7 年 1 月 14 日から施行する。